

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所におけるデータの公開に関する基本方針
(NIBN データポリシー)

令和3年2月24日
令和7年4月1日改定

1. 目的

この基本方針は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）が、研究、調査、開発振興等の業務を行うことで得られた各種のデータの公開について、基本的事項を定めるものである。

研究所においては、医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図り、もって国民保健の向上に資することを目的としている。

このため、研究所では、公的資金等に基づいて、上記の研究、調査、開発振興等の業務を実施している他、医薬品技術及び医療機器技術等の向上のための基盤整備に伴い、その基盤技術に基づく創薬研究開発等を企業等と共同で実施している。また、国民の健康及び増進、栄養及び食生活に関する研究成果や、食品に関する栄養生理学上の試験調査について、情報公開している。

これら研究所が保有している情報は、基本的に広くかつ利用しやすいデータとして公開することが研究所に課せられた重要な使命の一つであると考える。

一方、研究所が扱うデータは、病歴等を含む個人情報、研究成果の社会実装のため知的財産権の確立に関連する情報、共同研究機関等の権利及び競争上の地位等に関係する情報や、秘密保持を前提として提供を受ける情報等、適切な業務遂行のために、公開が適切ではないものも含まれ、これを適切に管理することも重要である。

このような状況を踏まえ、適切なデータ公開を行っていくため、ここに基本方針を定める。

2. 対象となるデータ

下記のデータは基本的に公開対象とする。

- ・ 研究所の施設・設備を利用して得られたデータ
- ・ 外部の公的資金等を活用して実施した事業・研究を通して得られたデータ
- ・ 外部組織との協業、共同研究等を通して得られ、公開に同意されたデータ
- ・ 上記から得られたデータをもとに派生して得られたデータ

その上で、公益性や社会的需要が高いもの及び公開猶予期間終了後のものから、優先度をつけて公開する。ただし、下記のデータについては、個別に対応するものとし、必要な安全管理対策等を施した上で妥当であるもののみ公開あるいは提供するものとする。

- ・ 機微な（個人）情報を含むデータ
- ・ 著作権、特許権に基づき制約を課せられたデータ等、権利者により利用制限を課せられたデータ
- ・ 産業技術情報の保護の観点から開示を制限すべきデータ
- ・ その他、理事長が指定したデータ

3. データの保存・管理・運用・セキュリティについて

研究所は研究データの品質確保と適切な管理につとめる。データ保存にあたっては、真正性、見読性、保存性の維持、データの改竄、削除からの保護につとめる。

4. データの帰属・利用条件

データ及びその知的財産権は別に定める場合を除いて、研究所に帰属する。データの取得・作成が、他の研究機関等と共同で行われた場合の帰属については、それら研究機関等との取り決めによる。利用条件は、別に定める場合を除いて FAIR 原則 (Findable、Accessible、Interoperable、Reusable) の理念に準拠して提供する。

公開された研究データを利用した研究結果等を論文や報告書等に掲載する場合は、研究所が公開した研究データを利用した旨を明記すること。

5. データの公開期間

研究所は、データの品質確保、論文投稿や適切な知的財産の権利化等に必要な期間を過ぎた際には、可能な限り速やかにデータ公開につとめる。ただし、公開猶予期間が指定されているものについては期限経過後の公開とする。また、公開後に研究所が研究データの公開が適当でないと判断した場合には公開を打ち切ることがある。

6. 免責

研究所は、公開データの利用に関して生じる事案についての責任を負わない。